

自動車の購入に係る契約に関する解説資料（案）

1．背景と意義

- 1 - 1 環境性能を考慮した物品購入の必要性と意義
- 1 - 2 本解説資料の使い方

2．契約方式の解説

- 2 - 1 自動車の購入に係る契約の基本的な考え方
- 2 - 2 対象となる車種
- 2 - 3 総合評価落札方式
- 2 - 4 燃費表示モードの移行
- 3 - 5 標準的な手続とスケジュール

3．その他

資料編

資料1 燃料価格

資料2 総合評価落札方式による一般競争入札に付する事項（例）

1．背景と意義

1 - 1 環境性能を考慮した物品購入の必要性と意義

自動車の購入に係る契約に当たっては、初期費用のみを考慮した調達を行うのではなく、供用期間中における燃料の使用に伴う温室効果ガス等の排出や燃料費用の支出等についても適切に判断した上で、契約を締結することが温室効果ガスの排出抑制の観点等から必要である。調達者側においてこうした環境に配慮した契約を推進することが、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と経済が両立する新しい社会づくりのために役立つことが期待される。

1 - 2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた、自動車の購入に係る契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に自動車の購入に係る契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、調達者は調達条件を踏まえて適切に対応することが必要である。

2 . 契約方式の解説

2 - 1 自動車の購入に係る契約方式の基本的考え方

本契約方式は、購入後にエネルギーを大量に使用する自動車の調達に係る契約に適用するものであり、調達に当たっては、購入価格のみならず、使用に伴い排出される温室効果ガスに関する環境性能（燃費）を総合的に評価する。本契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

契約締結の選定基準

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、グリーン購入法という。）の特定調達品目に該当する場合は、自動車の判断の基準を満足する製品であることが前提条件。
- 価格のほかに価格以外の要素（環境性能）を評価の対象に加えて評価し、環境性能と価格の両面から評価した結果として最も評価の高い案を提示した者と契約を締結（総合評価落札方式）。

入札時の考慮事項

- 調達時の要求性能等に関しては、必要以上に入札を制限することがないように配慮しつつも、行政目的等が確実に達成できるように適切に勘案し、入札者等に誤解の生じないよう明確に定めること。
- 当分の間、燃料種別ごとに入札条件を設定すること。
- 具体的な条件については、使用状況を踏まえつつ、調達者において設定すること。

2 - 2 対象となる車種

当分の間、何らかの基準により燃費が公表されているものに限ることとする。車種等の具体的な条件については、クリーンディーゼル乗用車の普及促進、新技術の実証実験の支援といった行政目的を持つ場合は、その目的に対応した条件を設定すること。また、そのような特殊な目的でない場合にあっても、当該自動車を使用する行政目的や使用状況を踏まえつつ、調達者において条件を設定し、その条件の下で選定基準に基づき契約者を選定する。

また、入札の公正な実施を確保するため、排気量、使用目的、要求性能等の入札条件を事前に明確に示す必要がある。

ハイブリッド自動車については、ガソリンにより電気を生み出していることから、行政目的によって特別な条件設定を行わない場合は、ガソリン車と同一に扱うことができることとする。また、ガソリンエンジン及び電気モーターを組み合わせ動力性能が高いことから、排気量は1~2クラス程度上のクラスと同等として扱うことが適当である。

なお、燃料種の異なる自動車については、燃費以外の環境性能について現状では一定の差があること等から、当分の間は同一基準による入札を実施しないことを原則とする。

2 - 3 総合評価落札方式

(1) 総合評価落札方式の考え方

総合評価落札方式は、入札価格に係る評価点（入札価格点）のほかに、価格以外の要素に係る評価点（技術点）を評価の対象に加えることで品質を総合的に評価し、技術と価格の両面を評価した結果として最も優れた者を落札者として決定する方式である。

自動車の購入に係る契約において、価格以外の要素として評価する環境性能として、本契約方法にあつては、当分、二酸化炭素排出量の削減とする。

自動車の使用段階における二酸化炭素排出量は、燃料使用量と恒等であり、また、燃料使用量は貨幣換算することができる。このため、自動車の環境性能の評価項目に係る指標は「燃費（km/ℓ）」とする。

ア．評価方式の概要

総合評価落札方式においては、提案の内容は評価指標をもとに得点に換算され、この得点と入札価格を比較した評価値を求めることによって、最もコストパフォーマンスの優れた提案を判断する。具体的な評価値は、以下の方法で算定する。

評価値が最も高い者が落札者

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格点}} \cdots (\text{式1})$$

あらかじめ定めた計算方法により提案内容を得点換算

たとえば、1万円を1点にするなど入札価格を点数化する

イ．評価の考え方

本契約で用いる評価方式は、入札説明書等に記載された要求要件（＝調達者が示す標準案の状態）を満足しているかを判断し、満足している場合には、標準点（＝100点）を与える。さらに、環境性能について標準案の状態を上回る部分に対して、標準点を基準として、評価に応じた加算点を与えるものとする。

具体的な得点は、標準点と加算点の合計とする（式2）。

$$\text{得点} = \text{標準点} + \text{加算点} \cdots (\text{式2})$$

ウ．標準点と加算点

上記のとおり、要求要件（＝調達者が示す標準案の状態）を満足している場合の標準点を100点とする。

また、加算点については、行政目的、使用状況等を踏まえ、以下の内容について調達者

が適切に設定する必要がある。

- 評価指標 燃費（燃料1ℓ当たりの走行距離）
- 標準点 要求要件水準を満たしている場合の得点
- 換算方法 評価指標を用いて最低限の要求要件を満足する状態を基準(標準点が付与される状態)として環境性能の向上に応じて評価指標の数値に比例して加算点を与える方法

エ．選定方法

本評価方式の場合、クリアすべき最低要件として、

入札価格が予定価格の制限の範囲内であること

技術提案が評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること

評価値が基準評価値を下回っていないこと

その他、行政目的に応じて設定された基準に合致していること

があげられる。

上記 ～ を満足するものの中から評価値の最も高いものを落札者とする。本方式の評価値を用いた落札者選定のイメージは、図2-1のとおり。

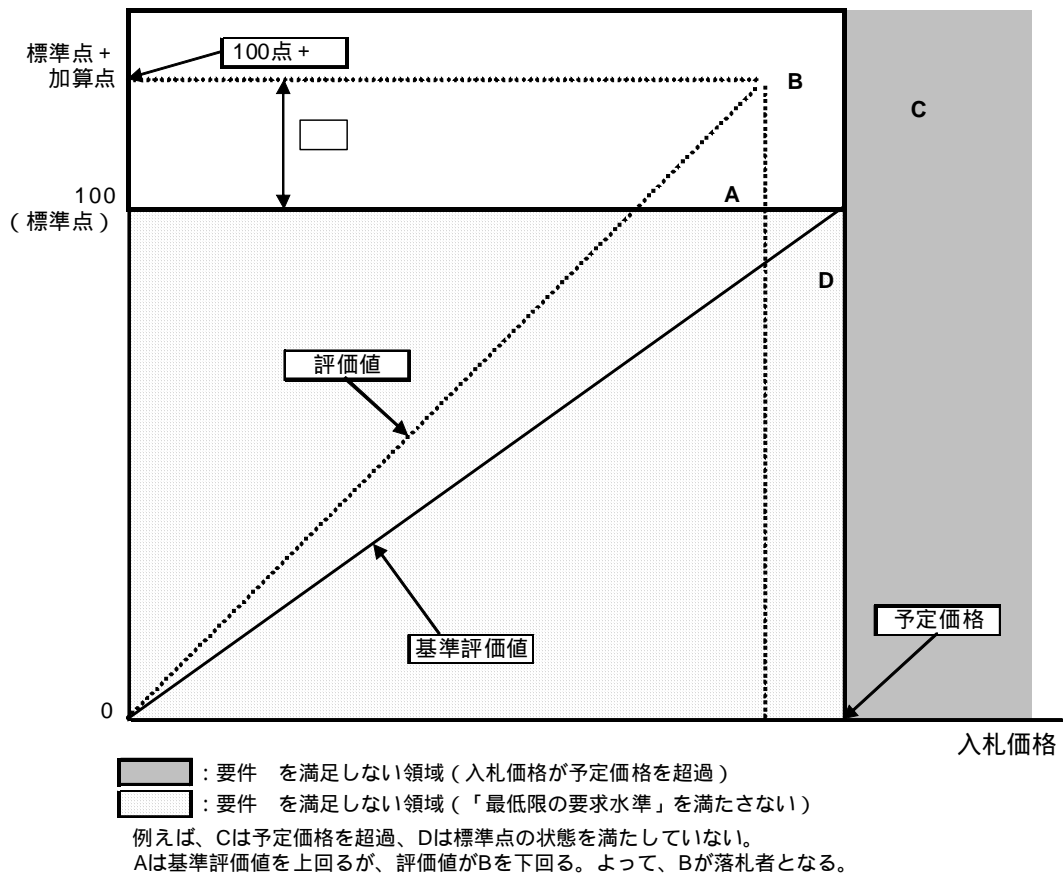


図2-1 総合評価落札方式で行う評価値を用いた落札者選定のイメージ

(2) 評価値の算定例

2,000cc クラスの 3BOX ガソリン自動車の例

以下に、具体的な評価値の算定例を示す。算定に当たっては、2,000cc クラス（概ね車両重量 1,266kg 以上 1,516kg 未満）の 3BOX のガソリン乗用車で仮定の例を示すこととする。

試算対象となる自動車の仕様は、表 2 - 1 のとおりである。

表 2 - 1 試算の対象となる自動車

車名	排気量 ¹ (cc)	車両重量 (kg)	燃費(10・15モード) (km/ℓ)	燃費(JC08モード) ² (km/ℓ)	入札価格 (万円)
A	1,496	1,280	-	29.6(JC08 表示使用)	263
B	1,998	1,360	14.2	12.8(JC08 換算使用)	193
C	1,998	1,400	14.2	12.8(JC08 換算使用)	225
D	1,339	1,280	-	25.7(JC08 表示使用)	242
E	1,998	1,280	13.6	12.2(JC08 換算使用)	224

1：車名 A、D はハイブリッド自動車であり、排気量は 2,000cc クラスに該当しないが、動力性能から 2,000cc クラス同等として扱う。

2：JC08 モード燃費を公表していない車名(B・C・E)は 10・15 モードの燃費に 0.9 を乗じて設定している。

ア．目標値に対する燃費の達成度合いから加算点を設定する場合

例えば、対象のクラスにおける最も燃費効率の良い自動車の燃費を燃費目標値として、加算点を設定すると以下のとおりとなる。この際、加算点の満点については、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合が 100% 以上である場合は 50 点とし、改善割合が 100% 未満である場合は、改善割合を基に最高点を設定する。試算条件は次のとおりとする。

- 燃費基準値：11.7km/ℓ¹(JC08 モード) (グリーン購入の基準値、2,000cc クラスの 3BOX のガソリン自動車の 13.0km/ℓ¹(10・15 モード) から換算)
- 年間走行距離：11,000km/年²
- 供用期間：7 年
- 燃費目標値：29.6km/ℓ¹(同クラスの市販車の最高レベルから設定)
- ガソリン価格：136 円/ℓ³
- 加算点の満点：50 点

加算点は、当該自動車が評価指標において、目標値と基準値の間どの位置にあるのかを評価する。具体的には以下の方法で求める。

¹ グリーン購入法のガソリン乗用車に係る 10・15 モードの燃費基準(車両重量 1,266kg 以上 1,516kg 未満の判断の基準)

² 平成 17 年度において公用車で使用した燃料のうち、ガソリン自動車の燃料使用量は 23,386kl、同年度のガソリン自動車の保有台数は 24,087 台(政府の実行計画による平成 17 年度実績値(平成 18 年 10 月))からガソリン自動車 1 台当たりの年間燃料使用量は 971 ℓであり、燃費基準値(11.7km/ℓ)を乗じて年間走行量を約 11,000km とした

³ 燃料価格は、当該地域(都道府県別)の前年度平均価格を使用することを基本とする

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{評価指標の提案値} - \text{標準案の値}}{\text{目標状態の値} - \text{標準案の値}} \dots (式3)$$

自動車の購入に係る契約における評価指標は燃費である。標準値はグリーン購入法における区分ごとの燃費基準値とし、目標状態を燃費目標値とすると、上式は次のように表される。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \dots (式4)$$

上記の式を2,000ccクラスのガソリン乗用車に当てはめ、加算点の満点を50点とすると、

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費} - 11.7}{29.6 - 11.7} \dots (式4)$$

なお、上記の試算条件から、燃費目標値の自動車を使用した場合は、燃費基準値の自動車を使用した場合と比べて燃料の削減は約54万円(3,980 円/ℓ × 136 円/ℓ = 54 万円)分となる。

上記の算定結果から加算点を加え、評価値を算定すると以下のとおり。

車名 A

標準点：100点 加算点：50点 × (29.6 - 11.7) / (29.6 - 11.7) = 50点 式4
 得点：100点 + 50点 = 150点 式2
 評価値：150点 / 263万円 = **0.570** 式1

車名 B

標準点：100点 加算点：50点 × (12.8 - 11.7) / (29.6 - 11.7) = 3.1点
 得点：100点 + 3.1点 = 103.1点 評価値：103.1点 / 193万円 = **0.534**

車名 C

標準点：100点 加算点：50点 × (12.8 - 11.7) / (29.6 - 11.7) = 3.1点
 得点：100点 + 3.1点 = 103.1点 評価値：103.1点 / 225万円 = **0.458**

車名 D

標準点：100点 加算点：50点 × (25.7 - 11.7) / (29.6 - 11.7) = 39.1点
 得点：100点 + 39.1点 = 139.1点 評価値：139.1点 / 242万円 = **0.575**

車名 E

標準点：100点 加算点：50点 × (12.2 - 11.7) / (29.6 - 11.7) = 1.4点
 得点：100点 + 1.4点 = 101.4点 評価値：101.4点 / 224万円 = **0.453**

評価値は、D > A > B > C > E となり、評価値が最も高い車名 D を提案した者と契約を結

ぶことになる。環境性能を加点することにより、値段のみの順位では4番目のものが選定された。

イ．燃費に対して一定の環境価値を認めた点数換算する場合

以下に、標準点及び加算点の具体的な設定例について示す。

【例：2,000ccクラスの3BOX ガソリン乗用車の場合】

設定項目	設定内容
評価指標	燃費（燃料1ℓ当たりの走行距離）
標準点	燃費基準値 11.7km/ℓ（JC08 モード）
換算方法	燃費 1km/ℓについて加算点 2.5 点（JC08 モード）とする。

評価指標については環境性能として定量的に評価可能な「燃費」を設定
グリーン購入法の特定調達品目に該当することから、自動車の判断の基準を満足
する製品であることを最低限の要求要件とし、グリーン購入法の判断の基準を満
たす自動車（JC08 モード燃費換算の基準値 11.7km/ℓ）に標準点 100 点を付与する⁴

燃費（燃料1ℓ当たりの走行距離）1km/ℓについて加算点を設定
まず、加算点の仮の満点について設定する。この際、燃費基準値に対して、同ク
ラスで最も燃費効率の良い自動車の燃費の改善割合が 100%以上である場合は
50点とし、改善割合が 100%未満である場合は、改善割合を基に仮の最高点を5
点刻み程度の適当な得点で設定する。その上で、最も燃費効率の良い自動車が仮
の最高点程度になるように燃費 1 km/ℓ当たりの得点を設定するものとする。

例えば、上記のような場合、最高レベルの燃費が 29.6 km/ℓ（燃費基準値は
11.7km/ℓ）であるから、燃費基準値に対して 100%以上の改善となり、仮の最高
点は50点とする。燃費 1km/ℓにつき 2.5～3点と設定すれば最高レベルの 29.6km/
ℓ（JC08 モード）の得点が $(29.6 - 11.7) \times 2.5 = 44.75$ 点あるいは $(29.6 - 11.7)$
 $\times 3 = 53.7$ 点となる。50点を超えない範囲で適切な値を設定することから、1 km/
ℓ当たり 2.5点とする。

仮定の場合、JC08 モード燃費 1km 当たり加算点 2.5 点から、評価値を算定すると以下のとおりとなる。

車名 A

⁴ グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合は、自動車の判断の基準を満足する製品であることが前提条件である。2,000ccクラスの3BOXのガソリン乗用車の車両重量を1,266kg以上1,516kg未満と想定し、燃費基準値11.7km/ℓを満たす自動車に一律100点を与える

得点：100点 + (29.6 - 11.7) × 2.5点 = 144.8点 (加算点の上限 50点)

評価値：144.8点 / 263万円 = 0.551 式1

車名 B

得点：100点 + (12.8 - 11.7) × 2.5点 = 102.8点

評価値：102.8点 / 193万円 = 0.533

車名 C

得点：100点 + (12.8 - 11.7) × 2.5点 = 102.8点

評価値：102.8点 / 225万円 = 0.457

車名 D

得点：100点 + (25.7 - 11.7) × 2.5点 = 135点

評価値：135点 / 242万円 = 0.558

車名 E

得点：100点 + (12.2 - 11.7) × 2.5点 = 101.3点

評価値：101.3点 / 224万円 = 0.452

評価値は、D > A > B > C > E となり、評価値が最も高い車名 D を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、値段のみの順位では 4 番目のものが選択された。

1,500cc クラスの 2BOX ガソリン自動車の例

2,000cc クラスに続き、1,500cc クラス(概ね車両重量 1,016kg 以上 1,266kg 未満)の 2BOX ガソリン乗用車の仮定の算定例を示す。

試算対象となる自動車の仕様は表 2 - 2 のとおりである。

表 2 - 2 試算の対象となる自動車

車名	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	燃費 (10・15モード) (km/ℓ)	燃費 (JC08モード) ¹ (km/ℓ)	入札価格 (万円)
A	1,496	1,170	-	15.5(JC08 表示使用)	151
B	1,498	1,150	19.4	17.5(JC08 換算使用)	163
C	1,499	1,080	17.6	15.8(JC08 換算使用)	152
D	1,498	1,170	-	15.5(JC08 表示使用)	159
E	1,498	1,090	18.0	16.2 (JC08 換算使用)	169
F	1,495	1,070	16.0	14.4 (JC08 換算使用)	145
G	1,490	1,030	16.4	14.8 (JC08 換算使用)	142

1：JC08 モード燃費を公表していない車名(B・C・E・F・G)は 10・15 モードの燃費に 0.9 を乗じて設定している。

ア．目標値から加算点を設定する場合

この場合、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は、 $17.5 / 15.5 - 1$ で約 2 割となる。そのため、50 点の 2 割の 10 点を加算の満点とする。この前提で、加算点を設定すると以下のとおりとなる。試算条件は次のとおりとする。

- 燃費基準値：14.4km/ℓ⁵ (JC08 モード) (グリーン購入の基準値、1,500cc クラスの 2BOX のガソリン自動車の 16.0km/ℓ⁵ (10・15 モード) から換算)
- 年間走行距離：14,000km/年⁶
- 供用期間：7 年
- 燃費目標値：17.5 km/ℓ (同クラスの市販車の最高レベルから設定)
- ガソリン価格：136 円/ℓ
- 加算点の満点：10 点

2,000cc クラスと同様に考え、

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

$$\text{加算点} = 10 \times \frac{\text{提案車の燃費} - 14.4}{17.5 - 14.4}$$

上記の算定結果から加算点を加え、評価値を算定すると以下のとおり。

車名 A

標準点：100 点 加算点：10 点 $\times (15.5 - 14.4) / (17.5 - 14.4) = 3.5$ 点
得点：100 点 + 3.5 点 = 103.5 点 評価値：103.5 点 / 151 万円 = **0.685**

車名 B

標準点：100 点 加算点：10 点 $\times (17.5 - 14.4) / (17.5 - 14.4) = 10$ 点
得点：100 点 + 10 点 = 110 点 評価値：110 点 / 163 万円 = **0.675**

車名 C

標準点：100 点 加算点：10 点 $\times (15.8 - 14.4) / (17.5 - 14.4) = 4.5$ 点
得点：100 点 + 4.5 点 = 104.5 点 評価値：104.5 点 / 152 万円 = **0.688**

車名 D

標準点：100 点 加算点：10 点 $\times (15.5 - 14.4) / (17.5 - 14.4) = 3.5$ 点
得点：100 点 + 3.5 点 = 103.5 点 評価値：103.5 点 / 159 万円 = **0.651**

⁵ グリーン購入法のガソリン乗用車に係る 10・15 モードの燃費基準(車両重量 1,016kg 以上 1,266kg 未満の判断の基準)

⁶ ガソリン自動車 1 台当たりの年間燃料使用量の 971 ℓ に燃費基準値 (14.4km/ℓ) を乗じて年間走行量を約 14,000km とした。

車名 E

標準点：100 点 加算点：10 点 × (16.2 - 14.4) / (17.5 - 14.4) = 5.8 点

得点：100 点 + 5.8 点 = 105.8 点 評価値：105.8 点 / 169 万円 = 0.626

車名 F

標準点：100 点 加算点：10 点 × (14.4 - 14.4) / (17.5 - 14.4) = 0 点

得点：100 点 + 0 点 = 100 点 評価値：100 点 / 145 万円 = 0.690

車名 G

標準点：100 点 加算点：10 点 × (14.8 - 14.4) / (17.5 - 14.4) = 1.3 点

得点：100 点 + 1.3 点 = 101.3 点 評価値：101.3 点 / 142 万円 = 0.713

評価値は、G > F > C > A > B > D > E となり、評価値が最も高い車名 G を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加算したが、値段が最も低いものが選択された。

イ．燃費に対して一定の環境価値を認めた点数換算する場合

【例：1,500cc クラスの 2BOX ガソリン乗用車の場合】

設定項目	設定内容
評価指標	燃費（燃料 1ℓ 当たりの走行距離）
標準点	燃費基準値 14.4km/ℓ（JC08 モード）
換算方法	燃費 1km/ℓ について加算点 3 点（JC08 モード）とする。

評価指標については環境性能として定量的に評価可能な「燃費」を設定
グリーン購入法の特定調達品目に該当することから、自動車の判断の基準を満足
する製品であることを最低限の要求要件とし、グリーン購入法の判断の基準を満
たす自動車（JC08 モード燃費換算の基準値 14.4km/ℓ）に標準点 100 点を付与す
る

燃費（燃料 1ℓ 当たりの走行距離）1km/ℓ について加算点を設定
要求水準を満たした場合を 0 点とし、最高水準の場合が 50 点以下になる範囲で
適当な値を設定する（簡単化のため最高得点の設定は 5 点刻みとする）。具体的
には、最高レベルの燃費（17.5 km/ℓ）の市販車が燃費基準値（14.4 km/ℓ）と
比較して約 2 割効率が良くなるため（ $17.5 \text{ km/ℓ} - 14.4 \text{ km/ℓ} / 14.4 \text{ km/ℓ} = 0.22$ ）、
仮の最高点を 10 点（ 50×0.2 ）とする。燃費目標値の自動車に加算点 10 点を与
えることとし、燃費 1km/ℓ 当たりの得点を設定すると 3.2 となることから、この
クラスでは燃費 1km/ℓ につき 3 点と設定する。

仮定の場合、JC08 モード燃費 1km 当たり加算点 3 点から、評価値を算定すると以下の
とおりとなる。

車名 A

得点：100 点 + (15.5 - 14.4) × 3 点 = 103.3 点

評価値：103.3 点 / 151 万円 = 0.684

車名 B

得点：100 点 + (17.5 - 14.4) × 3 点 = 109.3 点

評価値：109.3 点 / 163 万円 = 0.671

車名 C

得点：100 点 + (15.8 - 14.4) × 3 点 = 104.2 点

評価値：104.2 点 / 152 万円 = 0.686

車名 D

得点：100 点 + (15.5 - 14.4) × 3 点 = 103.3 点

評価値：103.3 点 / 159 万円 = 0.650

車名 E

得点：100 点 + (16.2 - 14.4) × 3 点 = 105.4 点

評価値：105.4 点 / 169 万円 = 0.624

車名 F

得点：100 点 + (14.4 - 14.4) × 3 点 = 100 点

評価値：100 点 / 145 万円 = 0.690

車名 G

得点：100 点 + (14.8 - 14.4) × 3 点 = 101.2 点

評価値：101.2 点 / 142 万円 = 0.713

評価値は、 $G > F > C > A > B > D > E$ となり、評価値が最も高い車名 G を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点したが、値段が最も低いものが選択された。

2 - 4 燃費表示モードの移行

自動車カタログの燃費表示は、2007 年 7 月から従来の 10・15 モードと、新しい JC08 モードが順次併記され、2011 年 4 月から JC08 モードに一本化される。

JC08 モードの特徴として、10・15 モードよりも実態に即した燃費値であることが挙げられる。その結果、車両により異なるものの、JC08 モード燃費の方が 10・15 モード燃費よりも概ね 1 割程度低くなる傾向があるといわれている。このため、JC08 モードを採用することにより、環境負荷量（CO₂ 排出量）をより重視した評価となること、生涯費用の実態をより反映した見積もりが可能になることが期待される。

したがって、生涯費用、環境負荷量の把握の観点からは、早急に 10・15 モードから JC08 モードへ移行することが望ましい。現時点では JC08 モードが公表されているのは一部の車種に止まっているため JC08 モードによる比較考慮は困難な状況であるが、早い段階で JC08 モードによる評価に移行するのが適当である。燃費表示の移行期間について、10・15 モードによる燃費と JC08 モードによる燃費を比較する必要が生じた際には、10・15 モードの燃費に

0.9 を乗じることで JC08 モードの燃費とみなすこととする。

2 - 5 標準的な手続とスケジュール

自動車の購入に係る契約の標準的な手続とスケジュールは、以下のとおり。

入札公告から入札までの日数は 10 日以上必要であること、入札公告時には、年間走行距離、供用期間、車両形式や排気量等の仕様、使用目的、要求性能等の入札条件を明示することに注意を要する。

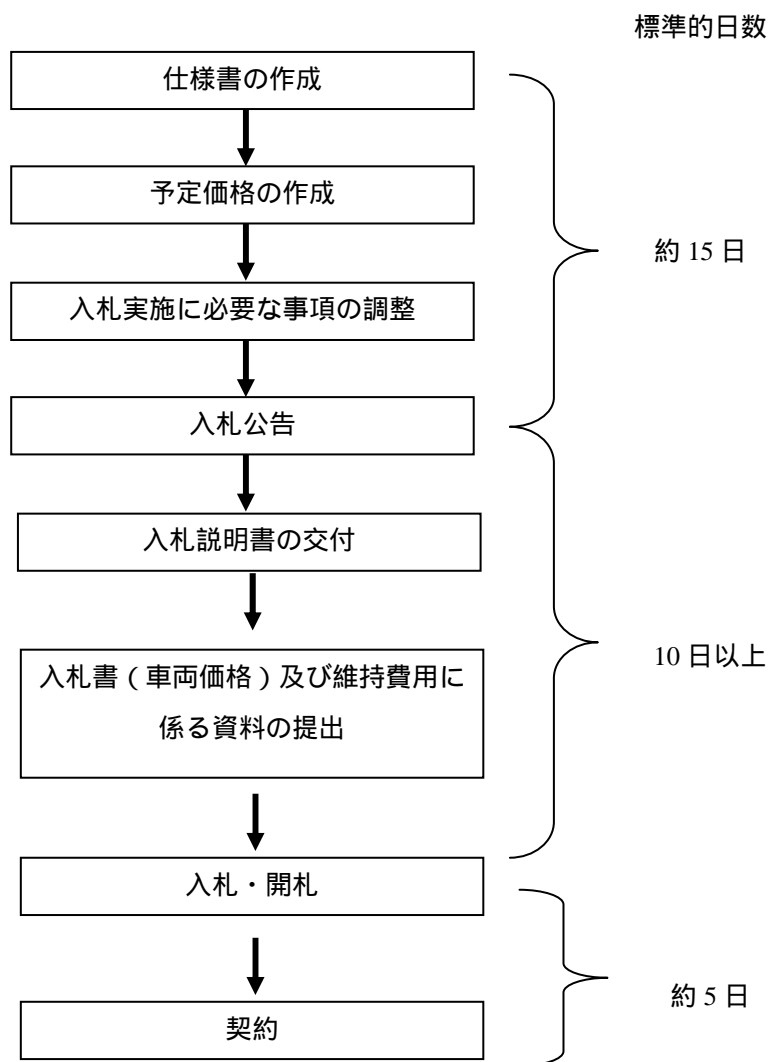


図 2 - 2 本契約方式による入札に係る手続

4 . その他

調達者は、前項までの事項を踏まえたうえで、次の点に留意しながら契約業務を行うものとする。基本的な事項は、以下のとおり。

- 公正な競争の確保のため、算定方式及び評価結果について情報公開を行う。
- 選定した自動車を購入後に適切な使用状況にあることを監視し、燃料使用量の削減を推進する。

資料編

(1) 燃料価格

表1 燃料の平均価格（店頭価格、平成18年度）

都道府県	レギュラーガソリン (円/ℓ)	ハイオクガソリン (円/ℓ)	軽油 (円/ℓ)
北海道	136	146	115
青森県	134	144	111
岩手県	135	147	112
宮城県	135	145	112
秋田県	134	146	113
山形県	135	146	112
福島県	136	147	114
茨城県	133	143	110
栃木県	132	143	111
群馬県	131	142	111
埼玉県	133	144	111
千葉県	133	144	111
東京都	138	149	116
神奈川県	135	145	114
新潟県	136	147	115
長野県	140	152	117
山梨県	136	147	114
静岡県	137	148	114
愛知県	135	146	113
岐阜県	137	148	115
三重県	135	147	114
富山県	136	148	115
石川県	137	147	115
福井県	135	148	114
滋賀県	133	144	111
京都府	136	147	114
奈良県	135	146	114
大阪府	135	146	113
兵庫県	136	147	114
和歌山県	136	147	114
鳥取県	135	145	115
島根県	140	151	116
岡山県	136	147	117
広島県	136	147	115
山口県	137	148	115
徳島県	137	149	114
香川県	135	146	113
愛媛県	139	150	115
高知県	135	146	113
福岡県	136	147	113
佐賀県	139	149	115
長崎県	145	156	123
熊本県	137	148	113
大分県	142	153	117
宮崎県	139	150	116
鹿児島県	142	152	119
沖縄県	134	144	115
全国平均	136	147	114
最高価格	145	156	123
最低価格	131	142	110

(2) 総合評価落札方式による一般競争入札に付する事項(例)

入札公告時に入札条件として明示する事項の例を以下に示す。

表2 総合評価方式による一般競争入札に付する事項の例

名称	自動車購入契約
購入物品の名称及び数量	乗用自動車(新車(未登録車に限る)) 1台
購入物品の特質等	<ul style="list-style-type: none">・ 車体の形状:セダン・ 総排気量:2,000cc クラス以上・ 使用燃料:レギュラーガソリン・ 駆動方式:四輪駆動・ 変速機:ATまたはCVT・ グリーン購入法により定められた自動車の判断基準を満たすこと・ 年間走行距離:10,000km とする・ 供用期間:7年とする その他詳細は別に示す仕様書のとおり
納入期限	平成 20 年 月 日
納入場所	省車庫